

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書【回答】

| 担当課   | 陳 情 事 項   | 回 答   |
|-------|---|---|
|       | 【 1 】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。  |   |
|       | 1. 安心できる介護保障について<br>★ ( 1 ) 介護保険料・利用料について   |   |
| 介護保険課 | ①介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。  | 保険料及び利用料について、現時点では、市単独での拡充は考えておりません。  |
| 介護保険課 | ②介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。  | 保険料及び利用料について、現時点では、市単独での拡充は考えておりません。  |
| 担当課   | ★ ( 2 ) 介護保険利用の窓の手続き  |   |
| 介護保険課 | 介護保険利用の相談窓口に専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。  | 平成28年10月から窓口業務の委託を開始しました。窓口業務を行う専門の者を配置することにより、窓口業務に必要な知識、ノウハウ等が蓄積され、専門性が確保されるよう努めています。   |
| 担当課   | ★ ( 3 ) 入所について  |   |
| 介護保険課 | ★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。                                   | 第7次小牧市高齢者保健福祉計画では、介護が必要になってもできる限り住み慣れた地域で生活を送り続けられ、介護保険制度が継続して運営していくよう将来を見据えた施設等整備計画を定めました。今後も待機者調査を行い、バランスの取れた計画を定めていきたいと考えております。  |
| 介護保険課 | ②特別養護老人ホームに要介護1・2の方の入所希望について、積極的に「特例」を活用・拡大し受け入れを行ってください。                               | 平成27年4月1日以降の施設への入所については、原則要介護3以上の方に限定されておりますが、本市では「小牧市指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針」を定め、市のホームページで周知を行い、指針に基づき施設から意見を求められた場合は、要介護1・2の方でやむを得ない事情により施設以外での生活が著しく困難である等、特例入所者であるかの判断をしております。 |
| 担当課   | ★ ( 4 ) 総合事業について  |   |
| 介護保険課 | ①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方的に押しつけたり、期間を区切った「卒業」はしないでください。 | 総合事業の現行相当サービスは、平成29年4月1日からはじまった「新しい総合事業」のサービスの1つですが、総合事業サービスは、適切なケアマネジメントのもと、真に必要とする支援が個々の利用者に過不足なく提供されるように支援を行うものであり、状態像を一方的に押し付けたり、期間を区切った「卒業」をさせることは想定しておりません。               |
| 介護保険課 | ②一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費を確保してください。   | 第7次高齢者保健福祉計画において、要支援者などの自立した生活を支援することができるようサービス量を見込み、適正に制度を運営することができる保険料の額を設定し、市が負担すべき額を一般財源から繰り入れ必要な事業費を確保しております。  |

| 担当課       | （5）高齢者福祉施策の充実について  |  |
|-----------|--|--|
| 地域包括ケア推進課 | ①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。   | ・高齢者のたまり場事業への助成については、社会福祉協議会と連携する中で、設置箇所の増加に取組んでいるところであります。今後も引き続き、設置促進に努めてまいります。<br>・認知症カフェへの助成については、昨年度より開設準備経費と運営に係る経費の補助金を新たに設けたところであります。このうち、運営に係る補助金につきましては、昨年度の運営状況の実態から、住民主体の認知症カフェについては、月額2,000円の補助だったところを今年度からは月額4,000円の補助へ拡充したところであります。   |
| 介護保険課     | ②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。  | 住宅改修費の受領委任払い制度は実施しております。なお、福祉用具購入費の実施については、価格が低廉ということ、高額介護サービス費は、各サービスの合計額で対象を判断するため、受領委任払いが困難でありますので、現時点では、受領委任払い制度の導入を考えておりません。  |
| 担当課       | ★（6）障害者控除の認定について   |  |
| 介護保険課     | ①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。  | 介護保険法の要介護認定の有無に関わらず、所得税法施行令に従い、障害者控除の対象を認定するものでありますので、身体等の状態により該当とされる方を障害者控除の対象とし、個別に認定書を送付しています。従いまして、現時点ですべての要介護認定者を対象とすることは考えておりません。  |
| 介護保険課     | ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。  | 介護保険法の要介護認定の有無に関わらず、所得税法施行令に従い、障害者控除の対象を認定するものでありますので、身体等の状態により該当とされる方には個別に認定書を送付していますので、すべての要介護認定者に自動的に個別送付することは考えておりません。   |
| 担当課       | 2. 国保の改善について   | 回答   |
| 保険年金課     | ★①保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。  | 平成30年度国保制度改革に伴い、国は国保財政の健全化を図るうえで、赤字補填を目的とする一般からの繰入金を計画的に削減・解消することとしています。また、愛知県が財政責任主体となり、各市町村へ保険事業費納付金が決定され、それを支払うために国保料(税)を決定・徴収することとなりました。そのため、本市としても、赤字補填目的の一般会計からの繰入金を削減・解消するため、保険税率等の見直し方針に基づき平成30年度から改正を実施しました。一方、減免制度の拡充については、一般会計からの繰入を増額し、国保加入者以外の市民の方にも負担を強いるものであることから、現在は考えていません。 |
| 保険年金課     | ★②18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。  | 均等割については、国保加入者すべてに賦課することが地方税法（地方税法第703条の4）で定められており、18歳未満の子どもについても均等割の対象となります。また、「一般会計による減免」が「繰入金の増額による減免」を指しているのであれば、上記①のとおりです。  |
| 保険年金課     | ★③資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。   | 資格証明書の発行については、長期に保険税を滞納している方との面談の機会を増やし、納税相談等を行うためのもので、収納額を保持し健全な国保財政の運営には必要なものと考えております。納税相談等によりやむを得ず保険税を納められない状況であることが確認できた方には短期証交付基準により正規の保険証又は短期保険証を交付します。  |
| 保険年金課     | ★④保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。 | 保険税未納がある方へは納税相談の機会を設けており、その中で生活実態の把握に努めつつ支払い可能な額での分納誓約等の手続きを実施しています。差し押さえについては、納税相談等において把握する生活実態等の状況も勘案しております。また、短期保険証については交付基準により、未納の税額に対する納付の割合や分納の履行状況に応じた有効期限を定め交付していますが、税負担の公平性の観点からも適切な運用と考えております。   |
| 保険年金課     | ⑤一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。   | 平成27年4月1日より、事業の休廃止、失業その他の理由により収入が激減するなど、一部負担金の支払が困難となった方に対する減免を拡充しました。また、現行の一部負担金の減免制度の周知につきましては、市ホームページ等にて行っております。  |
| 保険年金課     | ⑥高額療養費の申請漏れが生じないように最善の手立てを尽くしてください。  | 高額療養費の申請については、支給対象者へ案内と申請書を郵送しており、申請漏れがない様勧奨しております。また、申請の受付方法も、窓口のほか郵送も受け付けております。  |

| 担当課       | 3. 税の徵収、滞納問題への対応など  | 回 答  |
|-----------|---|--|
| 収税課       | 税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応とともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。      | 財産の差押にあたっては、法令を遵守し実施しております。また未納のある方には、納税相談の中で生活実態の把握に努め、地方税法第15条の適切な運用を行っております。  |
| 担当課       | 4. 生活保護について   | 回 答  |
| 福祉総務課     | ★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について聞いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。 | 生活保護の申請につきましては、憲法及び生活保護法に基いて対応しております。保護申請後は、概ね2週間程度の期間に必要な調査を行った上で、出来るだけ早く対応しております。  |
| 福祉総務課     | ★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。   | ケースワーカー等の正規職員は、国の基準に基づく人数を配置しており、現在のところ増員する予定はありません。生活保護関係職員については、資質向上のため積極的に研修に参加するように努めています。   |
| 福祉総務課     | ★③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。返還によって利用者の生活が最低基準を下回ることのないよう十分に配慮し、了承を得るようにしてください。   | 仮に本市のミスにより返還が生じた場合は、平成29年2月1日判決言渡 平成27年(行ウ)第625号 生活保護返還金決定処分等取消請求事件を参考に受給者の最低生活を脅かすことのないよう配慮してまいります。   |
| 福祉総務課     | ④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。   | 制度改正により平成27年度から少なくとも12カ月に一度資産申告を被保護者の方に対してもお願いすることになりましたが、その運用に当っては、プライバシーに最大限配慮しつつ、被保護者の方の協力をいただく形で行っています。  |
| 福祉総務課     | ⑤外国人への生活保護制度および手続きに関するわかりやすい説明パンフレットを各国語で整備し、必要な方に配布できるようにしてください。また、ホームページにも各国語で掲載してください。   | スペイン語・ポルトガル語による外国人向けの生活保護制度を説明する文書を作成しております。また、生活保護担当の通訳を配置することにより、適切な説明を行うとともに、生活保護が必要な人はケースワーカーに速やかにつなぐように努めています。現在本市ホームページ上で生活保護制度の概要説明をしておりますが、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、英語、韓国語、中国語に対応しています。  |
| 担当課       | 5. 福祉医療制度について   | 回 答  |
| 保険年金課     | ★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。   | 現行制度の維持に努めて参ります。   |
| 保険年金課     | ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。中学校卒業まで現物給付(窓口無料)で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。                                     | 中学校卒業(15歳年度末)までの医療費無料制度は、平成20年4月から保険診療にかかる入院・通院について現物給付を実施しております。18歳年度末までの拡大は、国が地方単独事業分である子ども医療費の市町村国保波及増分医療費の国庫負担金分減額を、平成30年度から未就学児を対象に廃止しており、全国知事会など地方3団体からも、子ども医療費にかかる全国一律の保障制度の創設の要望があることや、近隣市町村の実施状況を踏まえ、実施の有無を検討したいと考えています。入院時食事療養費の標準負担額の助成は考えておりません。 |
| 保険年金課     | ★③精神障害者医療費助成の対象を、一般的の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。   | 精神障害者保険福祉手帳1・2級を所持している方については、平成26年10月診療分より、入・通院とも全疾病を助成対象としております。  |
| 長寿・障がい福祉課 | ④難病患者が障害認定や障害福祉サービス、介護サービスを利用する際の相談・申請が遅滞なく行われるよう、窓口の一本化または情報の共有化を行ってください。  | 難病患者の障害認定、障害福祉サービス、補装具などの申請窓口については、一本化されています。  |

| 担当課    | 6. 子育て支援について   |  |
|--------|--|--|
| こども政策課 | (1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。              | 平成29年度に、愛知県の貧困調査をもとに、小牧市の貧困状況を調査しました。その結果をもとに、外部の有識者会議にて貧困対策に関する検討を行いました。今後も状況把握に努め、必要な施策を検討していきます。  |
| こども政策課 | ①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。   | 平成29年度に、愛知県の貧困調査をもとに、小牧市の貧困状況を調査しました。  |
| こども政策課 | ②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。                                      | 自立支援計画の策定はないものの、小牧市子ども・子育て支援事業計画において、ひとり親家庭の自立支援の推進は図っており、母子・父子自立支援員を配置し、生活や自立、貸付などに関する相談などを行っています。また、ハローワークと連携し、対象に応じた自立支援プログラムの策定事業を実施するとともに高等職業訓練促進費の支給などの就労支援や愛知県の母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を活用した修学や修学支度の支援や、母子家庭等日常生活支援事業を行っています。また、平成29年度からは、ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援事業と、ひとり親家庭等の子どもが大学等に入学する際の準備に必要な費用の一部を助成する、ひとり親家庭等入学支援金給付事業を実施しています。 |
| 学校教育課  | ★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。 | ・本市では、生活保護基準に市独自基準を加算し、1.3倍した金額を目安としているところであり、現時点では、基準を見直す考えには至っておりません。<br>・周知については市広報や市ホームページを通じて、年度途中でも申請ができるご案内させていただいております。<br>・支給内容については、国の基準に準じて実施しているところです。<br>・新入学児童生徒学用品日等については、平成30年度(平成31年4月入学)から実施予定です。  |
| こども政策課 | ④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。                                      | 十分な教育環境に恵まれないために、学習意欲があっても学力の定着が進んでいない中学生を対象に、一定レベルの学力が定着できるようになるための学習支援活動として、平成29年度より「駒来塾」を始めました。<br>児童・生徒の居場所づくりについては、引き続き、児童館などで取り組んでいきます。  |
| 学校給食課  | ★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。                                       | 学校給食費は、学校給食の材料代の対価として保護者に負担していただくものであることから、現在のところ無料化や減額・支援する予定はありません。給食費未納の児童・生徒の保護者に対しては、必要に応じ学校等より就学援助をすすめています。  |
| 保育課    | (3)保育施設において、どの時間帯においても職員配置基準と労働基準法の両立が可能な、有資格者での配置の人員費を確保できるよう、国に要請し、自治体としても独自補助を行ってください。              | 公定価格の中で反映されていると考えていますので、現在のところ国への要望、市としての独自補助は考えておりません。  |

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書【回答】

2018/9/18

| 担当課       | 7. 障害者・児施設の拡充について  | 回答   |
|-----------|--|--|
| 長寿・障がい福祉課 | ★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや通所施設を拡充するとともに、小規模の入所施設を設置してください。  | 障害福祉施設等の整備促進を目的に、国、県及び公益法人の補助金を受けて実施する障害福祉施設等の新築・増築・改築又は大規模修繕等の事業に対して、小牧市障害者福祉施設等整備費補助金を交付して整備の促進を図っています。  |
| 長寿・障がい福祉課 | ②移動支援(地域生活支援事業)を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。   | 移動支援については、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期間にわたる外出は認められません。よって、通所施設・学校等への送迎は、通年かつ長期にわたる外出に該当するため利用することはできませんが、保護者の入院等、緊急時には対応できる場合がありますのでご相談ください。また、施設入所者の余暇活動に対する支援は入所施設にて対応することが原則と考えます。   |
| 長寿・障がい福祉課 | ③診療・治療を受けている時間、院内での待ち時間を報酬に算定してください。障害者が安心して医療にアクセスできるよう、入院時支援としてのヘルパー派遣を認めてください。また、日用品の購入・洗濯をはじめ、看護師らとのコミュニケーション支援など入院中の付添いにかかる援助へのヘルパー利用を認めてください。  | 入院及び通院における院内介助は、原則として当該医療機関にて対応するものでありますので、入院中のヘルパー派遣については、現在のところ考えておりません。同様の理由で診療・治療等の待ち時間についても原則報酬算定対象にはなりません。   |
| 長寿・障がい福祉課 | ④障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。   | 障害福祉サービス等の自己負担割合は原則1割ですが、所得に応じて限度額が設けられており、住民税非課税世帯の場合は自己負担額は0円になります。  |
| 長寿・障がい福祉課 | ★⑤40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。また、2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知するとともに、障害福祉担当窓口で介護保険サービス利用により負担が新たに発生するもの、利用できないサービスを説明してください。 | 障害者総合支援法に基づく自立支援給付については、法第7条の他法令による給付との調整規定に基づき、介護保険法の規定による保険給付が優先されますが、介護保険サービスの支給量、内容では十分な支援を受けられない場合は、障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給するなど、適切な運用に努めています。また利用者負担軽減制度につきましては、窓口での周知に努めていきたいと考えます。あわせて、介護保険サービスに移行される方については、介護保険課及び相談支援事業所と連携し説明に努めます。   |
| 長寿・障がい福祉課 | ⑥障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。  | 昨年度、愛知県市長会議や県・市懇談会において、共同生活援助事業の運営に対する補助金制度の充実及び報酬単価の見直しを要望したところです。  |
| 長寿・障がい福祉課 | ⑦障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。また、福祉教育をすすめるとともに、介護職の大切さを知らせてください。   | ボランティア体験研修等様々な機会を通じて、障害に対する理解促進に取り組んでまいります。また、国への要望については県下各市の動向をみながら、判断していくとともに、自治体による補助についても、必要に応じて調査研究してまいります。   |
| 担当課       | 8. 予防接種について  | 回答   |
| 保健センター    | ★①流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻疹（はしか）の任意予防接種に助成制度を設けてください。  | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）の任意予防接種については、平成23年10月から全額助成を実施しています。<br>ロタウイルスワクチンについては、厚生科学審議会において定期接種化などの検討がされていますので、国の動向を注視するとともに、助成制度について調査研究を行っています。<br>インフルエンザワクチンは個人の重症化予防の意味で接種するものであるため、現在のところ補助制度を設ける考えはありません。  |
| 保健センター    | ②高齢者用肺炎球菌ワクチン（定期接種）の一部負担を引き下げてください。2019年度以降も任意予防接種事業を継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。   | 高齢者用肺炎球菌ワクチンの助成は、平成21年6月から75歳以上の方を対象に5,000円（1回限りの助成を実施しています。平成26年度に対象年齢を「75歳以上」から「70歳以上」と拡充し、定期予防接種開始後も定期接種とならない70歳以上の方に対して、助成事業を経過措置として5年間継続して実施しています。経過措置を含め65歳以上の全ての方に接種の機会が設けられたため、2018年度にて助成制度は終了予定です。また、高齢者肺炎球菌ワクチンもインフルエンザと同様個人の重症化予防の意味で接種するものであるため、一部負担の引き下げや2回目の接種を補助対象とする考えは現在はありません。 |
| 担当課       | 9. 健診・検診について   | 回答   |
| 保健センター    | ★①産婦健診の助成事業を創設してください。また、助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。   | 小牧市は、平成30年4月1日出産以降の産婦を対象に産婦健康診査の助成を2回実施しています。  |

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書【回答】

2018/9/18

|        |                                  |   |
|--------|----------------------------------|---|
| 保健センター | ②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。    | 小牧市は、妊婦歯科健診は、従来の集団健診に加えて平成29年4月から市内の契約医療機関で受診することのできる受診券を1枚交付しています。また、産婦歯科健診は、4か月児健診時に母親歯科健診として実施しています。 |
| 保健センター | ③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。 | 小牧市は、常勤で正規職員の歯科衛生士1名と臨時職員の歯科衛生士1名の計2名を配置しています。  |

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書【回答】

2018/9/18

| 担当課       | 【II】国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。   |  |
|-----------|--|--|
|           | 1. 国に対する意見書・要望書  | 回答   |
| 保険年金課     | ①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の医療費患者負担増の検討を止めてください。   | 平成30年6月15日閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2018」で、75歳以上の後期高齢者が医療機関の窓口で支払う医療費の自己負担の引き上げについて方針が示されています。現在、高齢者の医療費の自己負担は、70～74歳は2割、75歳以上は1割となっています。<br>2022～2025年には、「団塊の世代」が後期高齢者となり、医療費の急増が見込まれるなか、現状の制度では現役世代に重い負担がかかると予測されることから、国は後期高齢者の窓口負担を1割から2割に引き上げる案を、消費税率の引き上げを考慮し、2021年度までの間で引き続き検討する考えであるため、本市としてもこれを注視していくもので、現段階では意見書・要望書を提出する考えはありません。 |
| 保険年金課     | ②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。  | 30年度制度改革に伴い、平成29年7月の東海北陸地方都市国保主管課長研究協議会においても国保制度改革による財政対策として国費の投入を確実なものとするよう、また、必要に応じ更なる財政基盤の強化を講じるよう共同で要望書を提出しています。本市としても、急激に保険税の変化がないよう激変緩和の対策を要望したいと考えています。   |
| 保険年金課     | ③マクロ経済スライドを廃止し、「年金カット法」の年金額改定新ルールは実施しないでください。また年金支給開始年齢を68歳から先延ばしする検討を止めてください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。                     | 国の制度でありますので、市としては意見書・要望書の提出は考えておりません。  |
| 介護保険課     | ④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。  | 国の負担割合は介護保険法で、給付や待遇改善などは厚生労働省の基準で定められています。介護が必要な方に、真に必要なサービスが提供されるよう、また安定した介護保険事業が持続的に運営し続けられるよう、県内各市の動向をみながら判断していきたいと考えています。  |
| 保険年金課     | ⑤子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。  | 県内各市の動向をみながら判断していきたいと考えております。  |
| 長寿・障がい福祉課 | ⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。 | 小牧市では、地域生活支援拠点複数の機関が分担し、連携して機能を担う体制として整備に取り組んでおります。また、報酬単価については国において適切に定められていると考えています。   |
| 担当課       | 2. 愛知県に対する意見書・要望書  |  |
|           | 1. 意見書・要望書   | 回答   |
| 保険年金課     | (1) 福祉医療制度について<br>①子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。  | 県下各市の動向をみながら判断していきたいと考えています。   |
| 保険年金課     | ②精神障害者医療費助成の対象を、一般的の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。   | 当市では、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している方については、平成26年10月診療分より、入院・通院とも全疾病を対象としています。<br>なお、意見書・要望書の提出は県下各市の動向をみながら判断していきたいと考えています。   |
| 保険年金課     | ③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。   | 当市では、県補助対象を拡大しひとり暮らし高齢者を対象者としています。<br>なお、意見書・要望書の提出は県下各市の動向をみながら判断していきたいと考えています。   |
| 保険年金課     | (2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。   | 平成26年度から財政難により県単独の補助金は廃止となりました。意見書・要望書の提出については、県下各市の動向をみながら判断していきたいと考えております。   |